

町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び
交通形態の検討業務 仕様書

1. 業務の目的

海陽町(以下、「本町」という。)では、令和7年3月に公共交通のマスタープランとなる「海陽町地域公共交通計画」を策定した。「多様な移動手段を統合し、移動の自由により、はぐくむ、にぎわう、すみよいまち」を基本方針に掲げ、町営バスを中心とした地域公共交通の改善に取り組んでいる。

本業務は、町内における公共交通の現状を的確に把握し、その課題を明確にするとともに、利便性の向上や運行効率の改善策等を検討し素案を策定することを目的とする。特に、ドライバーの不足や少子高齢化の進展、地域の移動ニーズの多様性を踏まえ、公共交通空白地を無くすための新たな交通形態の可能性を探るため、町内全域及び地区ごとの需要動向や利用者ニーズを詳細に分析し、利便性の高い新たな交通体系の構築を実現するための調査や検討・取りまとめを行う。また、現在予約制による実証運行を行っている穴喰地区町営バス予約制運行においては、更なる利便性向上を目指すため、時刻表を廃止しフルデマンド型へ切り替えを検討するとともに、デマンド予約・配車システム(以下、「システム」という。)を導入し推進を図り、併せて町内全域における新たな交通体系にも対応できるシステムの構築を目的とする。

町民生活を質的に向上させ、あらゆる世代が安心して住み続けられる持続可能な地域社会の実現を目指す。

2. 業務の名称

町営バスの新交通への変革に向けた公共ライドシェア実証運行及び交通形態の検討業務(以下、「本業務」という。)とする。

3. 業務の概要

本業務に関する概要は下記のとおりとする。

- (1) 穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務
- (2) 海陽町地域公共交通検討調査業務

4. 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。

5. 委託料上限額

- (1) 穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務
22,880 千円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 海陽町地域公共交通検討調査業務
9,625 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

6. 契約方法

公募型プロポーザル方式により契約候補者を決定し、契約に関する交渉を行い、双方の合意によって随意契約により業務委託契約を締結する。

7. 支払方法

本業務を完了し、受託者から提出された検査請求書に基づき完了検査を行い、これに合格したのち、適正な請求書の提出を受けて支払う一括払いを原則とする。ただし、海陽町と受託者の双方が合意することで中間払い、精算払いによることもできるものとする。

8. 業務の内容

本業務に関する具体的な仕様は下記のとおりとする。

(1) 本業務運用に関する要件

① 本業務の体制の確立

- ・プロジェクトリーダーをはじめとするシステム構築及び素案策定に必要な本業務と同種実績を有する者を最低 3 名以上確保し、本町と緊密な連絡体制を確立すること。

② 本業務に必要な会議における資料作成及び会議録の作成

- ・本業務に必要な会議(打合せ等名称を問わず、受託事業者内での会議、本町と受託事業者との協議すべてをいう。)の実施に必要な資料の作成、協議内容の記録、会議録の作成等を行う。

③ 本業務及び運用に必要な機器、機材等の調達、設置

- ・本業務や運用に必要な資機材の調達、設置、設定作業等を行う。

(2) 穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務に関する要件

① システムの設計・構築

- ・システムの設計については、「9 システム要件」を基に本町と打ち合わせにより決定すること。
- ・システムはクラウドシステムとして構築すること。(本町事務室等にサーバーを設置することはできない。)
- ・本町に対し、システム利用方法についての説明・指導を行うこと。

② システムテスト作業

- ・設計書に基づきソフトウェア構築、結合テスト、総合テスト、運用テストを経て本番運用を行う。

③ システム保守・運用業務

- ・本町からのシステム障害、端末故障等に関する問い合わせの対応を行うこと。
- ・システム障害等が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。
- ・災害や停電等が発生した場合に備え、継続したサービス提供を行えるよう対策が十分になされていること。

④ システム操作説明業務

- ・本町に対し、顧客/利用者用システム、ドライバー用システム、運行管理システム、管理者システムの操作方法等の説明を行うこと。
- ・ドライバーに対しドライバー用システムの操作説明及びサービスの利用説明を十分に行うこと。
- ・地域住民に対し顧客/利用者用システムの操作説明及びサービスの利用説明を十分に行うこと。

⑤ システム特許関連調査

- ・特許調査を実施し、権利侵害がない仕様で構築すること。

⑥ 穴喰地区における公共ライドシェアの実証運行の円滑な運用支援

- ・システムの導入までの準備及び導入後の運用に至るまで、本町と適宜打ち合わせを行い、進捗管理や運行状況について相談・支援を行うこと。
- ・公共ライドシェアの利活用促進に向けたPR支援を行うこと。
- ・利活用促進に向けたチラシの作成、説明会等の実施にあたり、業務範囲に係る企画の立案、資料の準備、説明事項の整理等について、相談・支援を行うこと。
- ・実証運行に係る利用登録や電話受付は、受託者がコールセンターを設置し行うこと。

⑦ ステークホルダーとの連携

- ・本業務に関わる様々な町内関係者との意見調整を行う予定であり、その運営支援を行うこと。

(3)海陽町地域公共交通検討調査業務に関する要件

① 計画準備

- ・本業務遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、本町の承認を得ること。

② 現状分析・課題等の抽出

- ・町民の移動に関する分析を、統計データや既存アンケート結果等を活用し、定性的及び定量的に問題や課題(バックキャストによる課題も含む)を抽出する。
- ・地域における移動ニーズ等の行政に求める施策について把握するため、地域座談会を開催若しくは本町が開催する意見交換の場に参画し、高齢者等の声を聴き取るとともに、アンケート調査を実施する。

③ 公共交通等のサービス水準の検討

- ・各交通形態の役割、交通事業者を対象としたヒアリング(運転者の人員数や車両数等)の状況をもとに、持続可能な公共交通のサービス水準(カバー率、運行回数、乗継時間、運賃等)について、「海陽町地域公共交通計画」にある各公共交通サービスの役割に応じた交通形態ごとに最低限求められる水準及び理想的な水準等の設定について地域ごとの特性を踏まえて検討する。

④ 行政負担額の算出

- ・各交通形態において、最低限求められるサービス水準、現状のサービス水準、理想的なサービス水準ごとに、行政が負担する概算額を算出する。

⑤ 地域内交通の新たな交通形態の整理

- ・収支率が満たない町営バスの新たな交通形態導入について、地域や個人で抱える生活・移動の課題を踏まえ、適切な交通形態や福祉の視点から導入可能なサービス等について、クロスセクター効果や先進事例も踏まえて整理する。

⑥ 海陽町の新たな交通形態の素案作成

- ・(3)①～⑤を踏まえ、町営バスの新たな交通形態の総合的な計画の素案を作成する。

⑦ 交通会議運営支援

- ・海陽町地域公共交通検討調査に係る海陽町地域公共交通会議及び海陽町地域公共交通活性化協議会の資料作成及び運営支援を行う。なお、資料の印刷及び議事録作成は本町で行う。

9. システム要件

穴喰地区におけるデマンド交通システム導入業務の提供要件は下記のとおりとする。

(1)アプリの公開

AppStore、GooglePlay で本町のアプリとして無償公開するための一切の手続き及びその他公開に必要な作業を行う。また、上記の公開告知のための QR コード等の各種リンクの作成を行う。

(2)車両および管理者が利用するデバイス(スマホ・タブレット等)の提供

本業務の車載アプリが動作するデバイスを2台以上用意すること。SIM契約は受託者が行い、本業務および運用期間中は受託者から当町へ貸与する形で提供するものとする。なお、デバイスの選定に関しては、本町と打ち合わせにより決定すること。

(3)可用性・信頼性に関する要件

システム提供に係る稼働率を可能な限り向上させるようシステムを構成すること。計画する稼働率を提示すること。データのリカバリを伴う復旧は相応の理由が無い限りにおいては数時間以内での復旧が可能であること。大規模災害時はバックアップサイト(DR サイト)などを用いてサービス提供が継続して可能であること。

(4)性能・拡張性に関する要件

公共ライドシェアシステムの利用者数を最大 10,000 人程度と想定し、想定する利用者数に十分耐えうるレスポンス性能を有すること。また、利用者数増を見越した拡張性を有していること。受託者または共同企業体メンバーが既に他自治体へ提供しているシステムおよびアプリをカスタマイズして提供すること。各種システムとの連動を行うための機能拡張性について考慮すること。

(5)運用・保守性に関する要件

システムのサービス提供時間 24 時間 365 日とすること。ただしメンテナンスを行うために必要な場合は、計画停止/点検保守のために事前相談のうえでサービスを停止することができるものとする。システムが正常に稼働しているかどうか常時監視を行い、性能やリソース使用状況を監視し、障害の予兆検出を行うこと。運用保守に関するマニユア

ルを整備すること。本業務完了後1年間は構築したアプリのバグ修正を無償で行うこととする。

(6)汎用性に関する要件

アプリは国内で流通している主要なスマートフォン、タブレット(Android 端末 及び iOS 端末)で動作すること。利用者にとってわかりやすいメニュー構成、操作方法を提供すること。

(7)セキュリティに関する要件

不正に利用されないよう、適切なセキュリティ対策を施すこと。

(8)システム環境・エコロジーに関する要件

運用サイトはインターネット上のクラウドサービスを利用して構築すること。

利用するクラウドサービスについては、国内に機器が設置され、国内法が適用されるもので、情報セキュリティマネジメントシステムに対応したサービスとすること。

(9)システム機能詳細

別紙「機能一覧」に記載する要件を満たすこと。

(10)予約システムに関する要件

予約システムと海陽町自治体アプリ「ふるるんアプリ」の連携をするための提案をすること。

(11)海陽町地域公共交通検討調査業務との連携

海陽町地域公共交通検討調査業務と連携し、海陽町全域で想定されるすべての交通形態に対応できるシステムとして構築すること。

10. 著作権・ライセンス等について

(1)納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続き及び費用については、受託者の負担と責任において行うこと。

(2)受託者は、本調達の成果品等に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利(以下「著作権」という。)は、本町と相談の上で運用するものとする。ただし、本調達の成果品等において、受託者が従前から有していたパッケージプログラム及び受託者が本調達の遂行上新たに作成したパッケージプログラムの著作権は受託者、第三者が権利を有するパッケージプログラム(無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。)の著作権は当該第三者に留保されるものとする。

(3)受託者は、本町に対し、成果品等について著作権法第18条から第20条に定める著作者人格権を行使しない。

11. 成果品

以下の納品物を本町が指定する場所に納品すること。

- (1)システム設計書(システム構成図等)
- (2)保守・運用体制図
- (3)運行事業者向け運用手順書
- (4)システム管理者向け運用手順書
- (5)顧客/利用者用システム操作手順書
- (6)ドライバー用システム操作手順書
- (7)本業務実施中に作成した各種調査資料
- (8)町営バスの新たな交通形態の計画素案
- (9)業務完了報告書
- (10)作業結果報告書
- (11)その他、本業務により作成された資料等

※上記は、Word や Excel 等のデータ加工可能な形式及び PDF 形式で納入すること。

12. その他

- (1)本町から提供があった情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却すること。
- (2)本町の条例・規則を遵守し、本町にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本町の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3)業務遂行にあたっては、関係各課との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4)業務遂行に係る必要な設備、機器類、システムの構築等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。
- (5)本業務、システムの取材要請等があった場合は、必ず本町と協議のうえ、対応すること。
- (6)プライバシーポリシーや利用規約については、システム内で表示させ、ユーザーに同意を得る機能を設けること。
- (7)受託者は、本業務に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。
- (8)受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。受託者内部においてもシステム構築・運用、公共交通検討・調査の目的外に利用してはならない。業務終了後も同様とする。
- (9)受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

- (10)受託者は、本業務完了後において受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに本町の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (11)本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本町と受託者が協議して定める。また、円滑な構築及び運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認することとする。
- (12)本業務実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

別紙「機能一覧」	No	項目	機能詳細
乗客/利用者用システム	1	利用登録機能	氏名/メールアドレスor電話番号による二要素認証機能を有した利用者登録機能。
	2	ログイン機能	二要素認証によるログイン機能。
	3	WE B予約機能	予約者情報が自動反映され、交通種別/予約可能日時/乗降場所等が選択できる予約機能。 民間ライドシェア車両予約時には利用者のドライバーに対しての累積評価点が確認できる。
	4	予約一覧確認機能	予約した情報が一覧で表示でき、変更や修正ができる機能。
	5	予約リマインド機能	予め設定されたリマインド期間から利用者が選択でき、選択した期間に予約に関するリマインドを行える機能。
	6	予約者接近通知機能	予約車両が乗車場所に近づいてきた際に接近通知を行う機能。
	7	乗車認証用QRコード表示機能	乗車認証用のQRコードを表示できる機能
	8	デジタル割引チケット表示	管理者が特定対象者へ付与するデジタル割引チケットが表示でき、残数/残金額/有効期限等、確認できる。
	9	多言語表示	多言語へ表示切替できる機能がある。（選択できる言語は5～6か国語を想定。受託後、要相談）
	10	評価機能	降車後に対象車両の評価機能がある。（評価項目は要相談）
	11	マイページ	登録した情報を変更できる。
ドライバー用システム	12	ログイン機能	付与されたIDとパスワードで二要素認証にてログインできる。
	13	交通体系毎の各種モード切替	■公共ライドシェアモード：公共ライドシェア用アカウントでログインした場合は専用の画面が表示される。 管理機能で設定した、料金計算が適用される。 ■日本版ライドシェアモード：日本版ライドシェア用アカウントでログインした場合は専用の画面が表示される。 対応可能日時の登録機能もある。 ■タクシー補助モード：タクシー用アカウントでログインした場合は専用の画面が表示される。 タクシーメーターで計算された金額を手入力し、特定対象者割引の自動適用やデジタルチケット割引が適用される。
	14	領収書印刷機能	アプリ利用デバイスとプリンターを接続することで領収書が印刷できる。
	15	予約情報表示機能	ログイン者に予約が割り当てられた場合に通知され、予約詳細や予約一覧が確認できる。 予約詳細として、予約日時/乗降場所/予約者氏名等が確認できる。（連絡先の表示は要相談）
	16	管理者からのメッセージ通知機能	各アカウント管理者からのメッセージ通知や返信機能がある。
	17	各種予約者乗車認証機能	予約者ID/登録されたマイナンバーカード/QRコード等による予約者確認認証機能がある。
	18	料金計算機能	管理者が管理サイトで設定した各モードに応じた料金設定が反映され、料金計算できる。 例：定額運賃、GPS情報から計算する距離加算式/区間制運賃 GPS取得専用機器が設置できない車両については、アプリ利用デバイスからGPSを取得し、計算する。
	19	始業時/終業時 就業チェック機能	ドライバーが業務始業時に確認する内容や終業時に報告する内容等、チェック画面があり、管理者へ報告できる。
	20	始業時/終業時用 ビデオ通話機能	ドライバーと管理者がビデオ通話できる機能がある。
運行管理システム	21	運行管理者専用WEB画面	運行管理をするユーザーがログインした際に専用画面が表示される。
	22	ログイン機能	二要素認証によるログイン機能がある。
	23	専用予約受付画面	電話予約受付時に予約内容を登録できる専用画面。ユーザーIDで利用者を特定できる
	24	WEB予約確認画面	WEB予約を一覧で確認できる。 WEB予約に関しては該当車両に空きがある場合は自動で予約反映する。
	25	予約機能共通	各交通の車両空き情報がリアルタイムで予約者画面へ反映される。
	26	車両位置確認機能	ログイン者の権限に合わせて、登録車両のリアルタイム位置が地図で確認できる。 車両デバイスが設置されている車両は車両デバイスのGPS、未設置車両はアプリ利用デバイスのGPSで地図表示。
	27	ドライバー始業/終業時チェック内容一覧表示機能	管理ドライバーの始業/終業チェック内容が一覧で表示できる。
車両管理システム	28	始業時/終業時用 ビデオ通話機能	ドライバーと管理者がビデオ通話できる機能がある。
	29	各種車両情報の登録	車両毎に車種/ナンバー/車検/各種保険等の情報が登録/修正/更新できる。期限設定が可能で、リマインド通知もできる。（登録項目は受託後に要相談）
	30	車両設置した専用デバイスからの情報収集	車両に車両管理専用デバイスを設置し、設置車両毎の「総走行距離、車速、急加速、急急進、GPS、二酸化炭素排出量」等の情報が確認できる。
	31	各情報表示ダッシュボード	取得情報を各項目毎に確認できるダッシュボードがある。
管理者システム	32	自治体専用WEB画面	自治体管理者アカウントでログインした際に専用画面表示される。
	33	ログイン機能	各事業者専用の管理WEBサイトがあり、発行されたIDを使い、二段階認証でログインできる。 ユーザー登録/情報表示が可能なアカウントに関しては、デバイスに対しての電子証明書認証が付与できる。
	34	ユーザー登録機能	利用者/ドライバー/事業者/自治体管理者等の各種ユーザー登録/編集/削除等ができる。
	35	乗車認証用QRコード発行機能	デバイス未所持者に対しての登録証等で印字する為のユーザーQRが発行できる機能。
	36	マイナンバーカード登録機能	乗車認証用でマイナンバーカードを利用するユーザーの登録ができる。（J P K I /空き領域への書き込み）
	37	公共ライドシェア料金設定機能	ドライバー用システムの公共ライドシェアモードの料金設定ができ、設定内容はドライバー用システムへ反映される。
	38	日本版ライドシェア料金設定機能	ドライバー用システムの日本版ライドシェアモードの料金設定ができ、設定内容はドライバー用システムへ反映される。
	39	自動運転車両料金設定機能	自動運転車両に対してAPI連携で料金設定できる拡張要素がある。
	40	デジタル割引チケット付与機能	自治体管理者が指定したユーザーに対して、デジタル割引チケットを付与できる。 デジタル割引チケットは定額/枚数、割引可能送金額付与等、管理者が設定できる。
	41	割引率付与	特定対象者に対して特定の割引率を付与できる。
	42	予約状況一覧表示機能	管理ドライバーの予約状況の一覧表示ができる。
	43	乗車実績一覧表示機能	各アカウント権限に応じた乗車実績（乗車利用者ID、乗車車両、対応ドライバー、乗降者日時、乗降者場所、乗車ルート、乗車金額等）が一覧で確認できる。 特定管理アカウントのみ実績削除/修正ができる。
	44	各データの印刷機能	個人情報を除く各情報がCSVでデータ化でき、印刷できる。
全体/その他	45	利用規約/プライバシーポリシー	各サイト/アプリに対応した利用規約やプライバシーポリシーの登録/表示ができる。
	46	UI/デザイン	アプリ/システム全般に関して、高齢者やデジタルが苦手なユーザーも操作しやすい配慮がある。
	47	アプリのストア公開	android/iOSのストア公開をし、無料でダウンロードできる。 動作するOSはandroidOS、iOS共に最新バージョンの2世代前以上とする。
	48	アクセスログ	各種管理画面に関して、ID毎のアクセス・操作ログを管理者が確認できる。
	49	API設計	個人情報を除く各種管理機能に関して外部API連携ができるよう設計すること。（API接続が必要な場合は別契約にて相談）
	50	データバックアップ	全データを自動バックアップする構成であること。（バックアップする世代は相談の上、決定）
	51	各管理画面/ダッシュボードへのログイン	ログイン画面URLは1つとし、アカウント権限に応じた各種画面表示/構成になること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、本業務による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受託者は、本業務による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4 受託者は、本業務による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受託者は、本業務による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、海陽町の指示がある場合は、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受託者は、本業務による事務を行うため海陽町から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、海陽町が承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、本業務による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、海陽町が承諾したときは、この限りでない。

（資料等の返還）

第8 受託者は、本業務による事務を行うため海陽町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本業務の終了後直ちに海陽町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、海陽町が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第9 受託者は、本業務による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 海陽町は、受託者が本業務による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 受託者は、本業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに海陽町に報告し、海陽町の指示に従うものとする。 _